

災害救助法

一九四七年十月十八日法律第一一八號

二〇〇〇年五月三十一日法律第九十九號

昭和二十二年十月十八日法律第一百十八号

平成一二年五月三十一日法律第九九号

<p>第一章 總則</p>	<p>第一章 總則</p>
<p>第一條 此法律之目的在於發生災害時，國家在地方公共團體、日本紅十字會及其他團體及國民之協助下，實施應急性而必要之救助，以保護遭遇災害者並維護社會秩序。</p> <p>《立法之目的》</p>	<p>第一條 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。</p>
<p>第二條 依此法律之救助（以下簡稱「救助」）係指都道府縣知事（省縣市長）在市鎮村（含特別區）之區域（地方自治法（一九四七年法律第六十七號）第二五二條之十九第一項指定之都市是以該市之區域或該市區為區域）內發生法定規定之一定程度災害，對立即需要救助者實施之行為。</p> <p>《訂定災害程度以為實施救助之基準，災害程度之基準訂於施行法第一條》</p>	<p>第二條 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これを行なう。</p>
<p>第三條至第二十一條 刪除。</p>	<p>第三条から第二十一条まで 削除</p>
<p>第二章 救助</p>	<p>第二章 救助</p>
<p>第二十二條 都道府縣知事為確實做好救助，必須經常致力於擬定必要之計畫，確立強有力之救助組織及整備勞務、設施、設備、物質及資金。</p> <p>《經常性之準備》</p>	<p>第二十二條 都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。</p>
<p>第二十三條 救助之種類如下。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、收容設施（含應急臨時設立之住宅）之供應。 二、以煮飯及其他方法供應食物及供應飲水。 三、供給或借給衣服、寢具及其他生活必需品。 四、醫療及助產。 五、救出遭遇災害者。 六、遭遇災害住宅之應急修理。 七、供給或借給生計所需之資金、器具或資料。 八、學習用品之供應。 九、埋葬。 十、除前項規定以外，以政令規定之事項。 <p>《列舉救助之種類》</p>	<p>第二十三條 救助の種類は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 收容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与 二 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 四 医療及び助産 五 災害にかかった者の救出 六 災害にかかった住宅の応急修理 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 八 学用品の給与 九 埋葬

<p>2 都道府県知事認為有必要時，救助種類不受前項規定之限制，對需要救助者（埋葬是指執行埋葬者）得支給金錢協助。</p> <p>《必要時可提供金錢協助》</p> <p>3 關於救助之程度、方法及期限等必要事項，以政令定之。</p> <p>《救助之程度、方法及期限規定於施行令第九條》</p>	<p>十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの</p> <p>2 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金錢を支給してこれをなすことができる。</p> <p>3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令でこれを定める。</p>
<p>第二十三條之二 指定行政機關之首長（係指災害對策基本法（一九六一年法律第二二三號）第二條第三號規定所指定之行政機關之首長，而該指定行政機關如為內閣府設置法（一九九九年法律第八九號）第四十九條第一項或第二項或國家行政組織法（一九四八年法律第一二〇號）第三條第二項之委員會或於災害對策基本法第二條第三號（二）所列舉之機關或同號二所列舉之機關中如為合議制之情形時，以該指定行政機關為準。次條亦同。）及指定地方行政機關之首長（係指同法第二條第四號規定所指定之地方行政機關之首長（次條亦同）依防災業務計畫（係指同法同條第九號規定之防災業務計畫）之規定執行救助，於認為有特別必要時，得命令救助所需物質之生產、集貨、販售、分配、保管或運輸業者保管其所經手之物質，或徵用救助所需之物質。</p> <p>《命令業者保管物資或徵用物資》</p> <p>2 在前項之情形時，需交付政府令狀。</p> <p>《命令業者保管物資或徵用物資，需有政府令狀》</p> <p>3 在執行第一項之處分時，應補償因此處分發生之損失。</p> <p>《命令業者保管物資或徵用物資，應補償損失》</p>	<p>第二十三条之二 指定行政機關の長（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第三号に規定する指定行政機關の長をいい、当該指定行政機關が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機關又は同号ニに掲げる機關のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機關とする。次条において同じ。）及び指定地方行政機關の長（同法第二条第四号に規定する指定地方行政機關の長をいう。次条において同じ。）は、防災業務計畫（同法同条第九号に規定する防災業務計畫をいう。）の定めるところにより、救助を行うため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。</p> <p>2 前項の場合においては、公用令書を交付しなければならない。</p> <p>3 第一項の処分を行なう場合においては、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。</p>
<p>第二十三條之三 依據前條第一項之規定，為命令保管物資或徵收物質，有必要時，指定行政機關之首長及指定地方行政機關之首長，得派遣官員對保管物質之場所或物質所在之場所執行深入檢查。</p> <p>《派遣官員對保管物質之場所或物質所在之場所進行檢查》</p> <p>2 指定行政機關之首長及指定地方行政機關之首長</p>	<p>第二十三条之三 前条第一項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するため、必要があるときは、指定行政機關の長及び指定地方行政機關の長は、当該官吏に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。</p> <p>2 指定行政機關の長及び指定地方行政機關の長は</p>

<p>、依據前條第一項之規定得從保管物質者取得必要之報告，或派遣官員對保管物質之場所實施深入檢查。</p> <p>《要求保管物質者提出報告，或派遣官員實施深入檢查》</p> <p>3 依據前二項之規定深入檢查時，需將此旨意通知該場所之管理者。</p> <p>《檢查前告知場所管理者》</p> <p>4 該官員依據第一項或第二項之規定執行深入檢查時，需攜帶表示其身份之證件。</p> <p>《檢查者應攜帶身分證明文件》</p>	<p>、前条第一項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該官吏に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。</p> <p>3 前二項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。</p> <p>4 当該官吏が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。</p>
<p>第二十四條 都道府縣知事為執行救助，認為有特別需要時，得徵用醫療、土木建築工程或運輸業者，或依據第三十一條之規定為實施厚生勞動大臣之指示，認為有必要時，得徵用醫療或土木建築工程業者從事與救助有關之業務。</p> <p>《一為都道府縣知事本身執行救助，另一為執行厚生勞動大臣之指示。前者得徵用醫療、土木建築工程或運輸業者，後者得徵用醫療或土木建築工程業者。至於厚生勞動大臣之指示係依據法第三十一條規定》</p> <p>2 地方運輸局長（含海運監理部長在內）於都道府縣知事依據第三十一條之規定為實施厚生勞動大臣之指示，認為有必要而提出要求時，得徵用運輸業者從事有關救助之業務。</p> <p>《都道府縣知事執行厚生勞動大臣之指示，向地方運輸局長提出要求，徵用運輸業者投入救助業務》</p> <p>3 第一項及第二項所規定之醫療、土木建築工程及運輸業者之範圍，以政令定之。</p> <p>《徵用之範圍規定於施行令第四條》</p> <p>4 第二十三條之二第二項之規定，得準用於第一項及第二項之情形。</p> <p>5 依據第一項或第二項之規定徵用其從事救助時，需補償其實支費用。</p> <p>《補償業者投入救助之實支費用》</p>	<p>第二十四条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第三十一条の規定に基く厚生労働大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。</p> <p>2 地方運輸局長（海運監理部長を含む。）は、都道府県知事が第三十一条の規定に基く厚生労働大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。</p> <p>3 第一項及び第二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令でこれを定める。</p> <p>4 第二十三条の二第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に、これを準用する。</p> <p>5 第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。</p>
<p>第二十五條 都道府縣知事得使需要救助者及其近鄰者，協助救助有關之業務。</p> <p>《要求需要救助者與周邊人士投入救助有關之業務》</p>	<p>第二十五条 都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。</p>
<p>第二十六條 都道府縣知事執行救助，認為有特別需要時，或為實施厚生勞動大臣依據第三十一條規定</p>	<p>第二十六条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第三十一条の規</p>

<p>所作之指示，認為有必要時，得命令醫院、診療所、旅館及其他以政令規定之場所管理其設施、使用土地、房屋或物質，並命令物質之生產、集貨、販賣、配給、保管或運輸業者保管其經手之物質，或得徵收其物質。</p> <p>《必要時命令醫院、診療所、旅館、診療所或助產所、旅館或餐飲店（施行令第十二條）等場所管理其設施等，並命令物質之生產、集貨、販賣、配給、保管或運輸業者保管其經手之物質，或得徵收其物質》</p> <p>2 第二十三條之二第二項及第三項之規定，得準用於前項之情形。</p> <p>《派遣檢查與提出報告之規定，準用於前項之命令保管與徵用物質》</p>	<p>定に基く厚生労働大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。</p> <p>2 第二十三条の二第二項及び第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。</p>
<p>第二十七條 依據前條第一項之規定為管理設施、使用土地、房屋或物質、命令保管物質或徵收物質，認為有必要時，都道府縣知事得派遣官員對設施、土地、房屋、物質所在之場所或保管物質之場所實施深入檢查。</p> <p>《為確實管理設施、使用土地、房屋或物質、命令保管物質或徵收物質，得派遣官員深入實施檢查》</p> <p>2 都道府縣知事依據前條第一項之規定，得從保管物質者取得必要之報告，或派遣官員對保管物質之場所執行深入檢查。</p> <p>《要求保管物質者提出報告，或派遣官員實施深入檢查》</p> <p>3 依據前二項之規定實施深入檢查時，需將此旨意通知設施、土地、房屋或場所之管理者。</p> <p>《檢查前告知管理者》</p> <p>4 該官員依據第一項或第二項之規定實施深入檢查時，需攜帶表示其身份之證件。</p> <p>《檢查者應攜帶身分證明文件》</p>	<p>第二十七条 前条第一項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該吏員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前条第一項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該吏員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。</p> <p>4 前二項の規定により立ち入る場合においては、予めその旨をその施設、土地、家屋又は場所の管理者に通知しなければならない。</p> <p>5 当該吏員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。</p>
<p>第二十八條 厚生労働大臣、都道府縣知事、依據第三十條第一項規定由都道府縣知事授權實施救助事務之市町村長（含特別區之區長，以下同）或接到此等人之命令者，於發生緊急災害，為執行應急性之救助，有業務之緊急通信需要時，得依電氣通信事業法（一九八四年法律第八十六號）第二條第五號規定優先利用電氣通信事業者所有供事業使用之</p>	<p>第二十八条 厚生労働大臣、都道府県知事、第三十条第一項の規定により救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業</p>

<p>電気通信設備，或得使用有線電気通信法（一九五三年法律第九十六號）第三條第四項第三號所列舉之有線電気通信設備或無線設備。</p> <p>《厚生労働大臣、都道府縣知事、市町村長或接到此等人之命令者，為執行應急性之救助，有業務之緊急通信需要時，得依電気通信事業法優先使用電器通信設備，或使用有線電気通信設備或無線設備》</p>	<p>法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第三号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。</p>
<p>第二十九條 依據第二十四條或第二十五條之規定從事有關救助之業務或協助者，因此受傷、罹患疾病或死亡時，需依政令之規定發給扶助金。</p> <p>《扶助金之種類訂於施行令第十三條，包括療養扶助金、休業扶助金、障礙扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及結束扶助金等六種》</p>	<p>第二十九条 第二十四条又は第二十五条の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、政令の定めるところにより扶助金を支給する。</p>
<p>第三十條 都道府縣知事認為有迅速執行救助之必要時，依據政令之規定，得將屬於其權限之有關實施救助事務之一部分，交由市町村長實施。</p> <p>《都道府縣知事得授權市町村長實施救助工作》</p> <p>2 除依據前項之規定由市町村長執行之事務外，市町村長應協助都道府縣知事執行救助之工作。</p> <p>《市町村長除來自都道府縣知事之授權外，應主動協助都道府縣知事執行救助工作》</p>	<p>第三十条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。</p>
<p>第三十一條 厚生労働大臣對都道府縣知事所執行之救助，得指示其他都道府縣知事給予支援。</p> <p>《厚生労働大臣指示其他都道府縣知事支援救助工作》</p>	<p>第三十一条 厚生労働大臣は、都道府県知事が行う救助につき、他の都道府県知事に対して、応援をなすべきことを指示することができる。</p>
<p>第三十一條之二 日本紅十字會應基於其使命，協助救助。</p> <p>2 政府得使日本紅十字會在政府之指揮監督下，與地方公共團體以外之團體或個人（第二十五條規定之協助除外）進行救助之連絡協調。</p> <p>《對於日本紅十字會之要求》</p>	<p>第三十一条の二 日本赤十字社は、その使命にかんがみ、救助に協力しなければならない。</p> <p>2 政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力（第二十五条の規定による協力を除く。）の連絡調整を行なわせることができる。</p>
<p>第三十二條 都道府縣知事對於救助之實施或支援，得將必要之事項委託日本紅十字會。</p> <p>《都道府縣知事實施救助或接受指示支援救助，得委託紅十字會辦理》</p>	<p>第三十二条 都道府県知事は、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。</p>
<p>第三十二條之二 依據第二條、第二十三條第二項、第二十四條第一項及第二項，於同條第四項所準用</p>	<p>第三十二条の二 第二条、第二十三条第二項、第二十四条第一項及び第二項、同条第四項において準</p>

<p>之第二十三條之二第二項、第二十四條第五項、第二十五條、第二十六條第一項，於同條第二項所準用之第二十三條之二第二項及第三項，自第二十七條第一項到第三項、第二十八條、第二十九條、第三十條第一項及第三十一條之規定由都道府縣處理之事務，為地方自治法第二條第九項第一號規定之法定受託事務。</p> <p>2 第三十條第二項之規定由市町村處理之事務，為地方自治法第二條第九項第一號所規定之法定受託事務。</p> <p>《法規定由道府縣處理或市町村處理之事務，皆屬於地方自治法第二條第九項第一號所規定之法定受託事務》</p>	<p>用する第二十三條の二第二項、第二十四條第五項、第二十五條、第二十六條第一項、同條第二項において準用する第二十三條の二第二項及び第三項、第二十七條第一項から第三項まで、第二十八條、第二十九條、第三十條第一項並びに第三十一條の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務とする。</p> <p>2 第三十條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務とする。</p>
<p>第三章 費用</p>	<p>第三章 費用</p>
<p>第三十三條 依據第二十三條之規定，救助所需之費用（含執行救助事務所必要之費用）由執行救助之都道府縣支付。</p> <p>《第二十三條規定之救助項目所需費用，由執行救助之都道府縣支付》</p> <p>2 關於依據第二十四條第五項規定之實支費用補償及第二十九條規定之扶助金支付，依據第二十四條第一項規定之命令從事或依據第二十五條規定之命令協助救助業務，或協助者所需之費用，由發出命令之都道府縣知事所統轄之都道府縣支付，依據第二十四條第二項規定之徵用從事救助業務所需之費用，由依據同項規定提出要求之都道府縣知事所統轄之都道府縣支付。</p> <p>《第 24 條第 5 項之補償、第二十九條之扶助金、第 24 條第 1 項之命令從事、第 25 條之命令協助、第 24 條第 2 項之要求徵用等所需費用，由都道府縣知事所統轄之都道府縣支付》</p> <p>3 依據第二十六條第二項之規定得準用第二十三條之二第三項規定補償損失所需之費用，是管理、使用或徵收，或命令保管之都道府縣知事所統轄之都道府縣支付。</p> <p>《命令業者保管物資或徵用物質之損失補償，由都道府縣知事所統轄之都道府縣支付》</p>	<p>第三十三條 第二十三條の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。</p> <p>2 第二十四條第五項の規定による実費弁償及び第二十九條の規定による扶助金の支給で、第二十四條第一項の規定による従事命令又は第二十五條の規定による協力命令によつて救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を發した都道府県知事の統轄する都道府県が、第二十四條第二項の規定による従事命令によつて救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をなした都道府県知事の統轄する都道府県が、これを支弁する。</p> <p>3 第二十六條第二項の規定により準用する第二十三條の二第三項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事の統轄する都道府県が、これを支弁する。</p>
<p>第三十四條 都道府縣為該都道府縣知事依第三十二條之規定委託實施或支援事項時，對日本紅十字會</p>	<p>第三十四條 都道府県は、当該都道府県知事が第三十二條の規定により委託した事項を実施するため</p>

<p>支付之費用，於扣除為此費用募款及其他收入後，補償之。</p> <p>《依第三十二條規定委託紅十字會實施救助事項，紅十字會所支付之費用於扣除募款及其他收入後，由都道府縣補償之》</p>	<p>、日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を補償する。</p>
<p>第三十五條 都道府縣為支援救助其他都道府縣所支付之費用，得向執行救助地之都道府縣求償。</p> <p>《因第三十一條而被指示協助救助工作所支付之費用，得向救助地都道府縣求償》</p>	<p>第三十五条 都道府県は、他の都道府県において行われた救助につきなした応援のため支弁した費用について、救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができる。</p>
<p>第三十六條 國庫在都道府縣依據第三十三條規定支付之費用及依據第三十四條規定補償之費用（依據前條之規定得要求歸墊者除外）並依據前條規定求償之費用合計額大於政令所定額以上時，以該項合計額佔地方税法（一九五〇年法律二二六號）所定之該都道府縣之普通稅（除法定普通稅。以下同）比例計算收入預估額（以下在此條則謂「收入預估額」），並按下列之區分計算國庫負擔：</p> <p>一、收入預估額百分之二以下之部分，則負擔百分之五十。</p> <p>二、超過收入預估額百分之二，在百分之四以下之部分，負擔百分之八十。</p> <p>三、超過收入預估額百分之四的部分，負擔百分之九十。</p> <p>《依第 33 條規定支付之費用、依第 34 條規定補償之費用及依據第 35 條規定求償之費用》</p> <p>《都道府縣給付金額佔普通稅收入 2/100 以下之部分，國庫負擔率為 50%》</p> <p>《都道府縣給付金額佔普通稅收入超過 2/100，4/100 以下之部分，國庫負擔率為 80%》</p> <p>《都道府縣給付金額佔普通稅收入超過 4/100 之部分，國庫負擔率為 90%》</p>	<p>第三十六条 国庫は、都道府県が第三十三条の規定により支弁した費用及び第三十四条の規定による補償に要した費用（前条の規定により求償することができるものを除く。）並びに前条の規定による求償に対する支払に要した費用の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める当該都道府県の普通税（法定外普通税を除く。以下同じ。）について同法第一条第一項第五号 にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法 に定める税率とする。）をもつて算定した当該年度の収入見込額（以下この条において「収入見込額」という。）の百分の二以下であるときにあつては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二をこえるときにあつては左の区分に従つて負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の定めるところによるものとする。</p> <p>一 収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十</p> <p>二 収入見込額の百分の二をこえ、百分の四以下の部分については、その額の百分の八十</p> <p>三 収入見込額の百分の四をこえる部分については、その額の百分の九十</p>
<p>第三十七條 都道府縣為準備前條規定費用之支付，須設置災害救助基金。</p> <p>《設置災害救助基金》</p>	<p>第三十七条 都道府県は、前条に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てて置かなければならない。</p>
<p>第三十八條 災害救助基金在各年度之最少額相當於</p>	<p>第三十八条 災害救助基金の各年度における最少額</p>

<p>該都道府縣該年度之前一年度之前三年間地方税法所定普通稅收入額之決算額之平均額之千分之五。如災害救助基金未達此最少額時，都道府縣須將政令所規定之金額，在該年度提存。</p> <p>《各年度災害救助基金之最少額相當於前一年度前三年普通稅收入額之決算額之平均額之0.5%》</p> <p>《災害救助基金未達最少額時，依施行令第二十六條規定提存災害救助基金之公積金》</p> <p>2 依據前項之規定計算之各年度災害救助基金之最少額未滿五百萬圓者，該年度災害救助基金之最少額訂為五百萬圓。</p> <p>《各年度災害救助基金之最少額未滿五百萬圓者，訂為500萬圓》</p>	<p>は当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならない。</p> <p>2 前項の規定により算定した各年度における災害救助基金の最少額が五百万円に満たないときは、当該年度における災害救助基金の最少額は、五百万円とする。</p>
<p>第三十九條 災害救助基金產生之收入，全數撥入災害救助基金。</p> <p>《災害救助基金衍生之收入全數撥入基金》</p>	<p>第三十九条 災害救助基金から生ずる収入は、すべて災害救助基金に繰り入れなければならない。</p>
<p>第四十條 依據第三十六條規定之國庫負擔額，超過同條規定為支付費用而由災害救助資金以外之財源支出之金額時，其超過之金額必須撥入災害救助基金。</p> <p>《國庫負擔額基金衍生之收入全數撥入基金》</p>	<p>第四十条 第三十六条の規定による国庫の負担額が、同条に規定する費用を支弁するために災害救助基金以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを災害救助基金に繰り入れなければならない。</p>
<p>第四十一條 災害救助基金之運用，須依據下列之方法：</p> <p>一、寄存在財政融資金或在可靠之銀行存款。</p> <p>二、國債證券、地方債證券、勸業債券及其他可靠債券之認購或買入。</p> <p>三、事前購入第二十三條第一項所規定之供應品。</p> <p>《災害救助基金之運用》</p>	<p>第四十一条 災害救助基金の運用は、左の方法によらなければならない。</p> <p>一 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金</p> <p>二 国債証券、地方債証券、勸業債券その他確実な債券の応募又は買入</p> <p>三 第二十三条第一項に規定する給与品の事前購入</p>
<p>第四十二條 為管理災害救助基金所需之費用，得從災害救助基金支出。</p> <p>《災害救助基金之管理費用由基金支付》</p>	<p>第四十二条 災害救助基金の管理に要する費用は、災害救助基金から、これを支出することができる。</p>
<p>第四十三條 依據第三十八條之規定累積之災害救助基金在最少額以上之都道府縣，若區域內之市町村（含特別區。以下同）提存之災害救助基金超過同條規定最少額之部分，得從災害救助基金給予補助。</p> <p>《累積之災害救助基金大於最少額之都道府縣，若區域內之市町村有提存之災害救助基金超過最小額之情》</p>	<p>第四十三条 災害救助基金が第三十八条の規定による最少額以上積み立てられている都道府県は、区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）が災害救助の資金を貯蓄しているときは、同条の規定による最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金から補助することができる。</p>

<p>形時，超過之部分得從災害救助基金補助》</p> <p>第四十四條 都道府縣知事依據第三十條第一項之規定，將屬於其權限之事務之一部分交由市町村長執行時，或在都道府縣無暇支付救助所需費用時，得要求需要救助者所屬之市町村，暫時支付實施救助所需之費用。</p> <p>《依據第三十條第一項將救助事務授權市町村長執行，或都道府縣無法支付所需費用時，得要求受救助者所屬之市町村暫時支付之》</p>	<p>第四十四条 都道府県知事は、第三十条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁する暇がない場合においては、救助を必要とする者の現在地の市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。</p>
<p>第四章 罰則</p> <p>第四十五條 符合下列各號之一者，則處六個月以下之徒刑或五萬圓以下之罰款。</p> <p>一、不服從第二十四條第一項或第二項規定之命令從事者。</p> <p>二、不服從第二十三條之二第一項或第二十六條第一項規定之命令者。</p> <p>《罰則：不服命令》</p>	<p>第四章 罰則</p> <p>第四十五条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二十四条第一項又は第二項の規定による従事命令に従わない者</p> <p>二 第二十三条の二第一項又は第二十六条第一項の規定による保管命令に従わない者</p>
<p>第四十六條 藉欺騙或其他不正當之手段接受救助或使其接受者，處六個月以下之懲戒或五萬圓以下之罰款。刑法有正式條文者，則依刑法。</p> <p>《罰則：以不當手段接受協助或使受災者接受協助》</p>	<p>第四十六条 詐偽その他不正の手段により救助を受け、又は受けさせた者は、これを六箇月以下の懲戒又は五万円以下の罰金に処する。その刑法に正条があるものは、刑法による。</p>
<p>第四十七條 對依據第二十三條之三第一項、第二項或第二十七條第一項、第二項之規定實施深入檢查之該官吏或官員加以拒絕、妨礙或規避，或不肯依據第二十三條之三第二項或第二十七條第二項之規定提出報告或提出虛偽之報告者，處三萬圓以下之罰款。</p> <p>《罰則：拒絕、妨礙或規避檢查，不肯提出報告》</p>	<p>第四十七条 第二十三条の三第一項、第二項若しくは第二十七条第一項、第二項の規定による当該官吏若しくは吏員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第二十三条の三第二項若しくは第二十七条第二項の規定による報告をなさず、若しくは虚偽の報告をなした者は、これを三万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第四十八條 法人之代表者或法人或自然人之代理人、傭人及其他從事者對其法人或自然人之業務做出違反第四十五條或前條之行為時，除罰行為者外，對其法人或自然人科以各本條之罰款刑。</p> <p>《罰則》</p>	<p>第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し第四十五条又は前条の違反行為をなしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。</p>
<p>附則（二〇〇〇年五月三十一日法律第九十九號）抄（實施日期）</p> <p>第一條 本法律自二〇〇一年四月一日起實施。</p>	<p>附則（平成一二年五月三十一日法律第九十九号）抄（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。</p>